

株式会社京八匠協力会会則
(八和会)

株式会社京八匠協力会会則

第1章 名称及び所在地

(名称)

第1条

株式会社京八匠安全衛生協力会（以下「本会」という。）は、株式会社京八匠（以下「当社」という。）とその協力会社をもって組織する。

(所在地)

第2条

本会の事務局は、当社内に置く。

〒607-8161

住所 京都府京都市山科区栂辻中在家町8番地1 シード山科中央ビル4階

TEL 075-583-5150

FAX 075-585-8490

第2章 目的

(目的)

第3条

本会は、会員相互の安全衛生意識の向上及び親睦を図るとともに、当社及び会員各位の発展に寄与し、安全で快適な職場環境づくりを推進することを目的とする。

第3章 会員及び会費

(会員)

第4条

本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 当社と工事請負契約を締結している企業及び個人事業主
- 2 当社が発注する納入業者
- 3 当社の関連企業
- 4 その他、役員会において入会を適当と認めた者

(入会)

第5条

本会の会員は、当社と継続的な取引関係を有し、当社の施工に関わる協力会社で、役員会の承認を得た会社とする。

(退会)

第6条

- 1 本会の会員は、当社との取引関係が終了した場合、または退会の申し出があった場合、会員資格を喪失する。
- 2 本会の会員は、3年以上当社との取引がない場合は、自然退会とする。
- 3 本会の会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、役員会の決議により除名することができる。
 - (1) 故意又は重大な過失により労働災害その他重大な事故を発生させたとき。
 - (2) 本会の目的に反する行為又は本会の信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(会費)

第7条

本会の会員は、本会の運営に必要な会費を納入するものとし、その額は次のとおりとする。

- 1 月度支払額が30万円未満の場合は1,000円とする。ただし、請求金額が1万円未満の場合は徴収しない。
- 2 月度支払額が30万円以上の場合は、契約金額又は請求金額の3/1,000とし、100円未満は切り捨てるものとする。

(会費の徴収)

第8条

- 1 会費は、当社が会員への支払金から支払の都度徴収するものとする。
- 2 会費の管理及び保管は事務局が行う。
- 3 納入された会費は返還しないものとする。

(会費の決定)

第9条

会費の額の決定及び変更は、役員会の決議を経て行うものとする。

第4章 災害補償

(補償保険)

第10条

- 1 安全衛生協力会会員事業所に所属する現場作業従事者（関係請負人を含む。）及び会員である事業主が、当社が施工する工事又はこれに関連する業務に従事中の事故により傷害を被った場合は、本会が加入する事業活動総合保険により補償するものとする。
- 2 補償の対象は、労働保険未加入の会員（一人親方）を含むものとする。
- 3 補償保険金の種類及び補償内容は、次のとおりとする。
 - (1) 死亡補償保険金 30,000,000 円
 - (2) 後遺障害補償保険金 30,000,000 円
 - (3) 入院補償保険金 日額 3,000 円
事故発生日から 180 日以内の入院を対象とし、支払限度日数は 180 日とする。
 - (4) 通院補償保険金 日額 2,000 円
事故発生日から 180 日以内の通院を対象とし、支払限度日数は 90 日とする。
 - (5) 休業補償保険金 日額 7,000 円
事故発生日から 180 日以内の休業を対象とし、免責期間 3 日を経過した 4 日目から支給する。
- 4 補償保険金の請求にあたっては、医療機関の診断書その他事務局が必要と認める書類を提出するものとする。

(補償の制限)

第11条

次の各号のいずれかに該当する場合は、補償保険金の全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 事故の原因が当該従業員又は事業主の故意若しくは重大な過失による場合
- (2) 第三者の行為により事故が発生し、加害者から相当額の損害賠償を受けた場合
- (3) その他、役員会において支給が適当でないと認めた場合

(請求)

第12条

会員は、第10条に該当する事故が発生した場合は、必要書類を添えて事務局へ補償保険金を請求するものとする。

(請求期限)

第13条

補償保険金の請求は、事故発生日から 180 日以内に行うものとする。

第5章 役員

(役員)

第14条

本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名以上 2 名以内
会 計	1 名
会計監査	1 名
幹 事	若干名
顧 問	若干名
安全委員	若干名

(役員を選任及び任期)

第15条

- 1 役員は、役員会の推薦を経て総会において選任する。
- 2 会長及び副会長は、役員会において互選する。
- 3 会計及び会計監査は、役員会において選任する。
- 4 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第16条

役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事及び安全委員は、本会の事業運営及び安全衛生活動の推進にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会へ報告する。

第6章 機関

(事務局)

第17条

本会の事務局は、当社総務部に置く。

(総会)

第18条

- 1 総会は、毎年1回開催するものとする。
- 2 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会への出席は、原則として1会員につき1名とする。

ただし、本会が認めた場合はこの限りではない。

(総会の審議事項)

第19条

総会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員の選任
- (4) その他、本会の運営に関する重要事項

(総会の成立)

第20条

- 1 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 2 議長は、会長がこれに当たる。
- 3 議案は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会)

第21条

- 1 役員会は、必要に応じて開催し、会長が招集する。
- 2 役員会は、会長が議長となり、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会に提出する議案に関する事項
 - (2) 総会で承認された事項の執行に関する事項
 - (3) 会費に関する事項
 - (4) 保険制度及び補償内容に関する事項
 - (5) 本会則の制定、改正及び廃止に関する事項
 - (6) 安全表彰に関する事項
 - (7) その他、本会の運営に関し必要な事項

第7章 事業

(事業)

第22条

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安全衛生及び労働災害防止に関するパトロールの実施並びに教育に関する事項
- (2) 労務管理、安全衛生及び労働災害管理に関する調査及び研究
- (3) 安全大会の開催
- (4) 安全衛生活動の推進及び啓発
- (5) 会員相互の親睦及び連携に関する事項
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項

第8章 会計

(経費)

第23条

1 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 安全パトロール費
- (2) 安全衛生備品費
- (3) 会議費
- (4) 事務費
- (5) 通信費
- (6) 安全大会費
- (7) 教育研修費
- (8) 保険料
- (9) 親睦会費
- (10) 慶弔費
- (11) 雑費
- (12) その他、役員会において必要と認めた費用

3 慶弔費は、会員の一親等までを対象とし、支給額は次のとおりとする。

- (1) 祝事 10,000 円
- (2) 葬儀 10,000 円
- (3) 見舞い 10,000 円

(事業年度)

第24条

本会の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第9章 安全表彰

(安全表彰)

第25条

本会は、安全衛生活動の推進及び安全意識の高揚を図るため、毎年1回、安全大会において安全表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

第26条

安全表彰は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会員表彰

安全衛生協力会会員事業所を対象とする。

(2) 個人表彰

安全衛生協力会会員事業所に所属する現場作業従事者を対象とする。

(3) 特別表彰

安全衛生協力会会員事業所に所属する現場作業従事者を対象とし、安全衛生活動の推進に積極的に関与し、他の模範となる行動を実践し、安全文化の向上に顕著な功績が認められる者を対象とする。

(表彰候補者)

第27条

- 1 表彰候補者は、対象期間中に安全衛生活動に積極的に関与し、その功績が認められた会員又は個人とする。
- 2 表彰候補者は、役員会において審議し決定する。

(表彰)

第28条

表彰は、本会が主催する安全大会において行うものとする。

第 10 章 附則

(疑義事項)

第 29 条

本会則に定めのない事項又は本会則の運営に関し疑義が生じた事項については、役員会において協議し決定するものとする。

(細則)

第 30 条

本会則の施行に関し必要な細則は、役員会において別に定める。

(施行)

第 31 条

本会則は、2011 年 8 月 1 日から施行する。

(改訂履歴)

第 32 条

本会則は、2011 年 7 月 31 日改訂し、2011 年 8 月 1 日から施行する。

第 33 条

本会則は、2013 年 6 月 30 日改訂し、2013 年 7 月 1 日から施行する。

第 34 条

本会則は、2015 年 8 月 6 日改訂し、2015 年 8 月 7 日から施行する。

第 35 条

本会則は、2017 年 7 月 31 日改訂し、2017 年 8 月 1 日から施行する。

第 36 条

本会則は、2022 年 10 月 28 日改訂し、2022 年 10 月 29 日から施行する。

第 37 条

本会則は、2026 年 7 月 31 日改訂し、2026 年 8 月 1 日から施行する。